

兵高教組 2021年2月16日
調査情報 29号
 兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

今年度末で再任用を満了される方へのお知らせです
雇用保険の「高年齢求職者給付金」が支給される場合があります
 退職時に事務室から離職票を交付してもらい、手続きしましょう

今年度末に再任用を満了される方、長い間のお勤め、お疲れ様でした。4月から、ちょっとゆっくりされる方、新しい仕事に向かわれる方と人それぞれでしょうが、時間講師程度はするけれど、(雇用保険に加入するほどの)本格的な仕事をされない方にとっては、ちょっと耳寄りの情報です。再任用時に加入していた雇用保険から、「高年齢求職者給付金」という一時金が支給される場合があります。金額は教員でフルタイムだった人なら約30万円、短時間だった人なら約23万円ぐらいで、人によって違いますが、おおよそ任意継続の一年間の健康保険料程度です。

**65歳未満の「基本手当」(失業給付)と
 65歳以上の「高年齢求職者給付金」の違い**

雇用保険の被保険者は4種類あり65歳以上は「高年齢被保険者」と言います。再任用を始めたときは、65歳未満でしたので「一般被保険者」でした。「一般被保険者」が失業したときは、要件を満たせば雇用保険の「基本手当」(雇用保険の加入期間に応じて90日分とか150日分とか)が支給されます。ただし、特別支給や繰上げ支給の老齢厚生年金の65歳未満の受給者が「基本手当」を支給される場合は、「基本手当」が優先支給され、その間、老齢厚生年金は「全額支給停止」となります。だから、65歳未満の再任用満了前に失業しても、老齢厚生年金が支給されていれば、雇用保険の「基本手当」を支給申請してもしなくても同じことになるので、雇用保険は「掛け捨て」(使えない)と認識されていました。

しかし、再任用満了の年度の65歳到達日以後は「高年齢被保険者」となり、その者が失業した場合は、「基本手当」ではなく、要件を満たせば「高年齢求職者給付金」が支給されます。この「給付金」は一時金として支給され、「年金との調整」という名の「年金支給停止」がありません。

「高年齢求職者給付金」の支給要件など

- 1) 「高年齢求職者給付金」の支給要件は、次の①、②です。
 - ①離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上であったとき
 - ②失業の状態にあること
 - 4月以降に時間講師として勤めていても、「失業の状態」とみなされます。
 - 公共職業安定所の指定する「失業の認定日」において「失業の状態」にあれば支給され、その翌日から就職したとしても返還する必要はありません。
- 2) 支給額(計算式は後記)は、
 - a) 被保険者期間が1年未満なら
基本手当日額の30日分相当額
 - b) 被保険者期間が1年以上なら
基本手当日額の50日分相当額
- 3) 受給手続きは、
 - a) 離職の日から1年を経過する日(受給期限日)までに、自分の住んでいるところを管轄する公共職業安定所に出頭し、「離職票」を提出して「求職の申込み」をすることにより、「高年齢受給資格の決定」を受けます。


- b) その決定を受けた高年齢受給資格者は、公共職業安定所の指定する「失業の認定日」に出頭し、「失業の認定」を受けることにより、「高年齢求職者給付金」の支給を受けることになります。
- c) なお、支給回数に制限はなく、要件を満たせば何度でも支給されます。
- d) 「高年齢求職者給付金」は一時金として一括給付されます。「失業の認定」も一度だけです。
- e) 「離職票」は、労働者の申し出があれば、交付する義務が事業者にはあります。正確には、事業所がハローワークに離職証明書を提出し、ハローワークから交付される「離職票」を事業所経由で労働者に渡すことになっています。学校事務室に申し出ておいて、交付してもらいましょう。
- f) この給付金の受給期限は離職日から1年以内ですから、遅くとも2022.1.31までには、受給手続きをした方がよいでしょう。
- g) 詳しくは、ハローワークの窓口や、厚生労働省のホームページでご確認ください。

事務室に「離職票」の交付を依頼しておきましょう

高教組は、昨年度と今年度の賃金権利確定交渉で、県教委に対し、すべての再任用満了者に対して事務室から「離職票」を交付するようにしてほしい、と要求しましたが、「そうします」という回答はありませんでした。ハローワークに提出する離職証明書の作成が煩雑で、事務室の仕事が増えることを危惧されたのかもしれませんが、離職票の交付の要不要を尋ねてくださる学校もあります。誰もが良く知っているという制度ではないので、対象者に対して離職票の交付と説明がなされることを引き続き求めます。
 再任用を満了される方は、支給要件に該当する場合があります。かなりあると思われるので、このような形で情報提供をいたしました。

【参考】支給額計算式(2021年2月1日改定)

賃金日額(A)
 離職前6か月の給料総額(一時金を除く) ÷ 180日
 基本手当日額(B)
 $0.8 \times A - 0.3 \times \{(A - 5030 \text{円}) \div 7360\} \times A$

支給額(左の「支給要件など」の2)参照 
 $B \times 50 \text{日}$ または $B \times 30 \text{日}$

来年度の再任用を希望される方へ

他校への配置を強要されていませんか?

「20調査情報6号」(高教組HP ニュースー調査情報 から観られます)で詳しく説明したように、本人が現任校への配置を希望しているときに、他校への配置を検討できるのは、とても限定的な場合です。
 4年前に、再任用の配置校についての「新たなルール」が策定され、運用されています。その概要は、
 ・「学校で再任用者が多く、そのことによって学校運営上の課題が生じている場合」に限り、本人が希望していなくても他校への配置を検討できる。
 ・その場合でも校長は該当者に丁寧に「学校運営上の課題」を説明しなければならない。
 というものです。ところが校長が、他校への配置を検討できる前提を示しもしないで他校への配置の可能性ばかりを言う、人事異動とは別なのに県教委が動かすかのような言い方をする、といった例が見受けられます。曖昧な態度をとる校長に対しては、「20調査情報6号」を示して、他校への配置を検討できる前提の有無を確認するといいいでしょう。おかしいことがあれば、高教組にご相談ください。
 なお、来年度が再任用5年目の人は、本人が希望すれば、従前のおり「原則として現任校」です。

労働者のための制度を有効に活用しましょう。労働者のための制度を拡充させましょう。あなたも高教組へ!